

## 一般用加工食品を製造、加工、輸入、販売される 食品関連事業者の皆様



平成27年4月1日から  
**義務表示**に  
なっています

# 栄養成分表示を 行っていますか？

**一般用加工食品の経過措置期間は平成32年3月31日まで！**

平成27年4月1日に食品表示法が施行され、一般用加工食品に栄養成分表示が義務付けられました。

平成32年3月31日までに製造(又は加工・輸入)されるものについては、食品表示法施行前の旧基準による表示が認められますが、1日も早く消費者に新たな表示が届くよう、計画的に準備をし、速やかな表示の切替えに努めてください。

食品表示法に基づく食品表示基準では、  
一般用加工食品に栄養成分表示が義務付けられています

必ず、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(食塩相当量に換算したもの)の5つを表示します。

表示方法には、決まりがあります

### 【例】

必ず「栄養成分表示」と表示します。

熱量及び栄養成分の表示の順番は決まっています。

クッキー	
栄養成分表示 (1枚当たり)	
熱量	25kcal
たんぱく質	0.3g
脂質	1.1g
炭水化物	3.5g
食塩相当量	0.04g

食品単位は、100g、100ml、1食分、1包装、その他の1単位のいずれかを表示します。

表示される値は分析の他、計算等によって求めた値を表示することが可能です。

表示可能面積がおおむね30cm<sup>2</sup>以下の場合、消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法に規定する小規模事業者が販売する場合※、食品を製造し又は加工した場所で販売する場合等、栄養成分表示が不要な場合があります。

※ 小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等の販売する事業者が小規模の事業者でない場合は栄養成分表示が必要です。

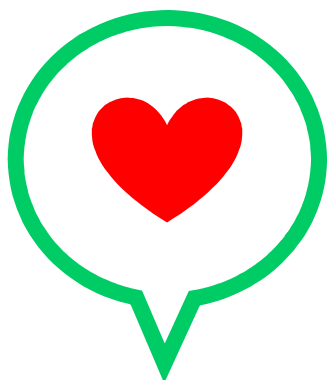
### お問合せ先

最寄りの保健所または、  
北海道保健福祉部  
健康安全局地域保健課  
電話 011-204-5767

【平成30年5月】

# ほっかいどう ヘルスサポート レストラン

「栄養成分表示の店」が  
リニューアルします！



## 「栄養成分表示の店推進事業」に ご協力いただきありがとうございます

北海道では食品表示法の経過措置終了に伴い、惣菜等の加工食品に栄養成分表示が義務化されることから、今までの「栄養成分表示の店」を、道民の身近なところで、よりわかりやすく、健康づくりのために活用していただけるよう、令和元年10月から登録条件や対象店舗等を見直し、「ほっかいどうヘルスサポートレストラン」として新たにスタートすることとしました。

栄養成分表示の店として、登録いただき、道民の健康づくりに貢献してくださいました施設の皆様、本当にありがとうございます。

## 引き続き、道民の健康づくりにご協力 をお願いします！

新制度では、北海道や関係機関から、道民の健康づくりに関する情報配信を行いますので、引き続き、「ほっかいどうヘルスサポートレストラン」として、地域にお住まいの皆様の健康づくりにご協力をお願いします。

また、登録店のステッカーは、新デザインとなり、情報提供に協力いただけるお店は一つ星店として、また、ヘルスサポートメニューの提供やヘルスオーダー支援の実施により、二つ星、三つ星へとステップアップが可能です。

なお、健康増進法の改正による受動喫煙防止対策に伴い、禁煙していることが必須要件となります。（※詳細については裏面をご確認ください）



## 「ほっかいどうヘルスサポートレストラン」の目的

北海道健康増進計画「すこやか北海道21」の目指す健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向け、「ほっかいどうヘルスサポートレストラン」の登録を推進することにより、食品選択や外食摂取において、健康管理上の適切な選択を支援し、道民の健康づくりに資することを目的としています。



## 登録店の取り組み状況に合わせて、一つ星～三つ星の三段階に分けられます

各登録店の取り組み状況によって、一つ星～三つ星の三段階で登録をします。  
登録の条件は以下の通りです。



### 【ヘルスサポートメニュー】⇒健康に配慮したメニュー

- 栄養バランスメニュー（別紙基準に基づく）
- 塩分控えめメニュー（3g/食未満）
- 野菜たっぷりメニュー（野菜の重量が120g/食以上、または、70g/品以上）



### 【ヘルスオーダー支援】⇒顧客の要望に応じた健康のための注文対応

- エネルギー控えめオーダー（例：主食量の減少等）
- 塩分控えめオーダー（例：薄味対応や減塩醤油の提供等）
- 脂質控えめオーダー（例：調理方法の変更（揚げ→焼き・蒸し等）、ドレッシングをノンオイルタイプに変更等）



### 【必須項目】

- 道が提供する健康情報等の発信を行う
- 店内を禁煙にしている

お店で活用できる健康づくりの情報が配信されます！  
また、登録店の情報もホームページでご紹介します♪

登録店の皆様には、北海道や管理栄養士の養成施設などからお店で活用できる“健康づくりに関する情報”を定期的に配信させていただきます。さらに、北海道ホームページ等でお店の情報を紹介させていただきます。



お問い合わせは  
こちらまで

北海道〇〇保健所 企画総務課 企画係

☎ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 / ☎ 〇〇〇-〇〇〇〇 □□市△△区北〇条西〇丁目



改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
<b>A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関</b> 旅客運送事業自動車・航空機	<b>禁煙</b> (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
<b>B 上記以外の多数の者が利用する施設、</b> 旅客運送事業船舶・鉄道	<b>原則屋内禁煙</b> (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下(※3)) かつ客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

- ※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。  
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。  
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。  
 注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。  
 注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。
- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
  - (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
  - (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているときは、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

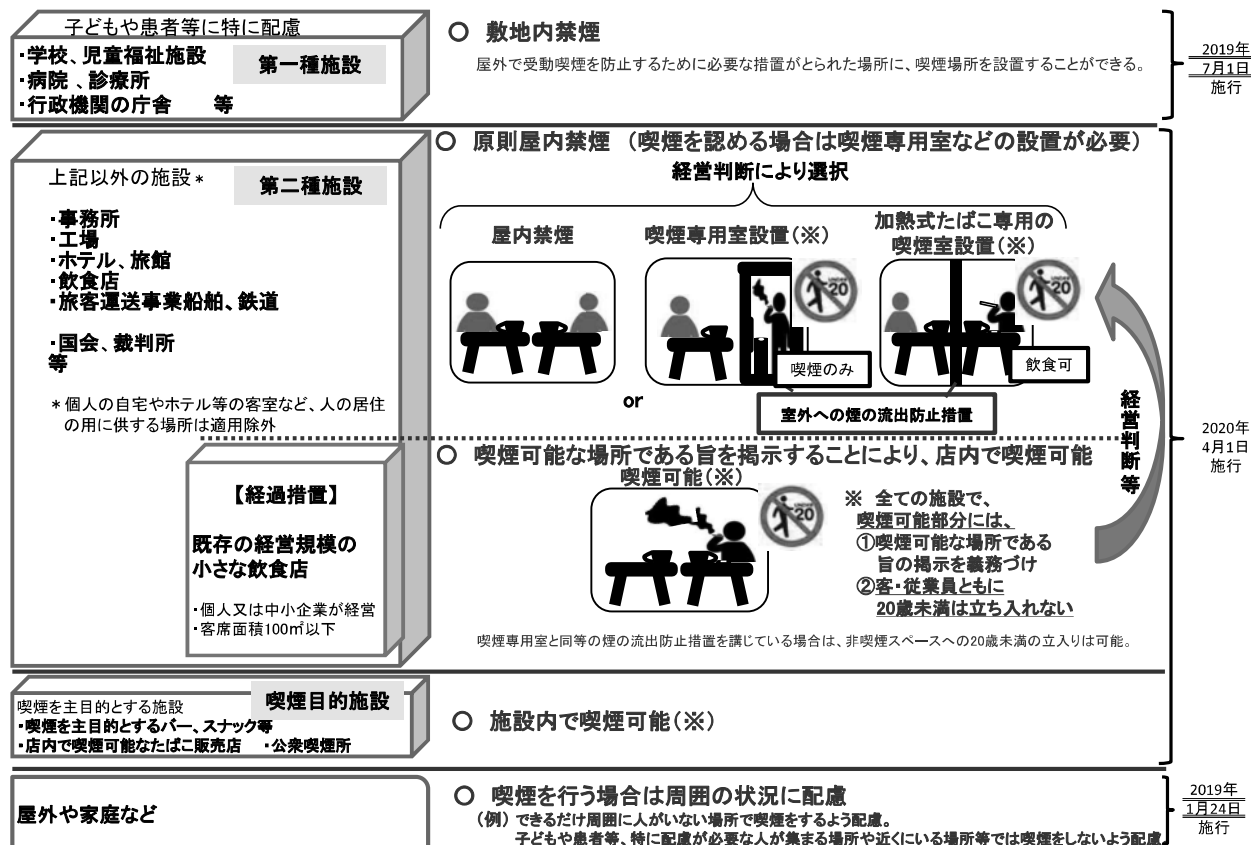
- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

3

## 改正健康増進法の体系



4

## 国及び地方公共団体の責務について

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

5

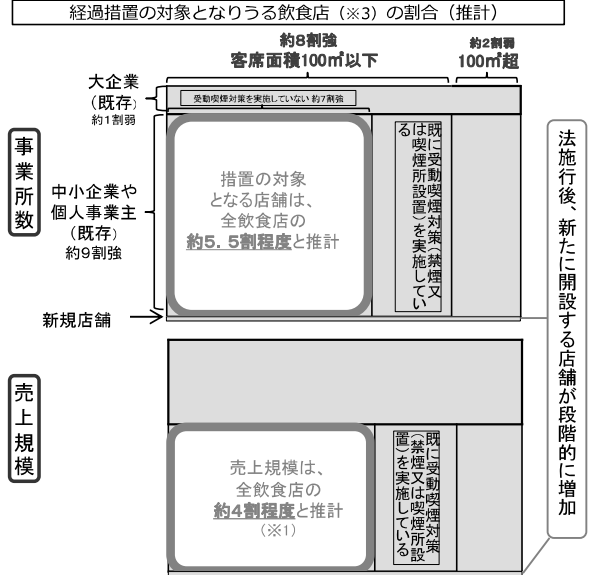
# 既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

## <考え方>

- 既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。  
※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
- その際、特例の対象か否かが変動することがないように配慮することが必要であることから、「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する。
- **資本金**については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「**資本金5,000万円以下**」を要件とする。  
※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。
- また、「**資本金5,000万円以下**」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、「**客席面積100㎡以下**」を要件とする。
- また、「**既存の飲食店**」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。

## <範囲>

- **既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの）として、措置の対象となる店舗は、最大で飲食店全体の約5.5割程度と推計（※1）。**
- なお、飲食店のうち、新たに outlets した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。

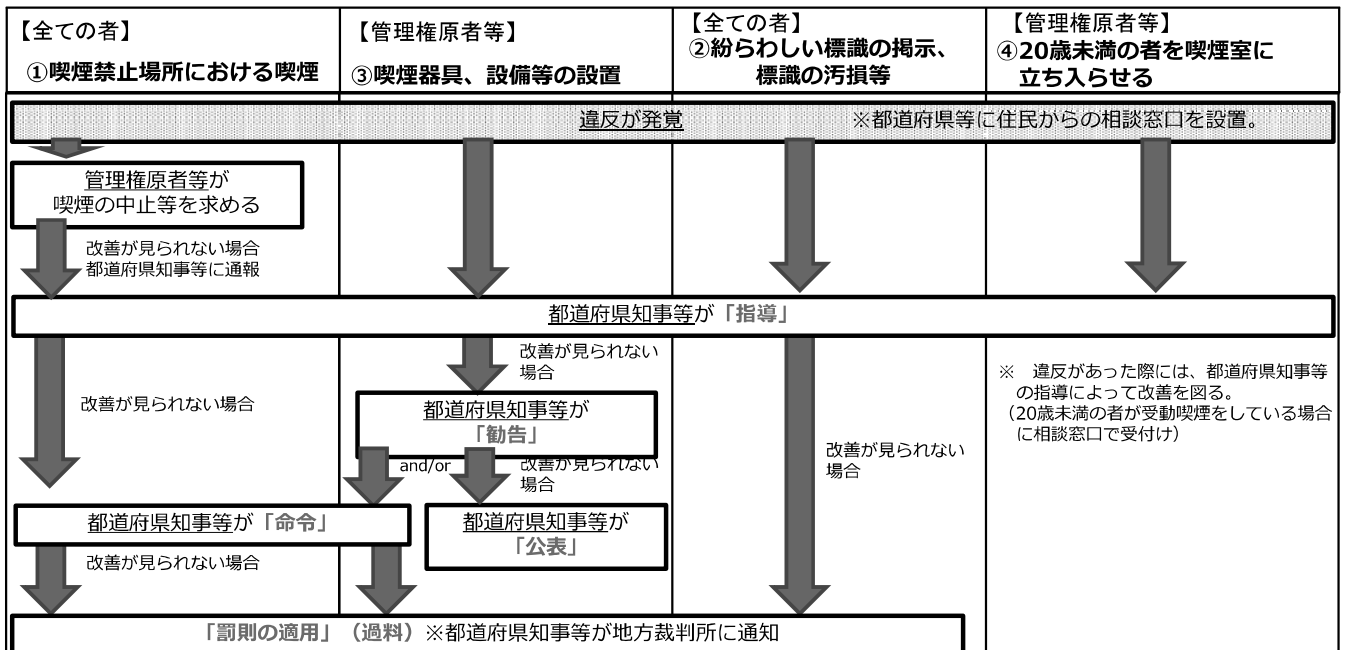


※1) 平成28年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書(東京都)・平成27年度健康資源・環境整備状況調査(愛媛県)・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査(山形県)等の自治体調査、平成26年経済センサ基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業実態調査の回答結果をもとに仮定を以て推計。  
※2) 平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサ基礎調査。  
※3) 経済センサ基礎調査における飲食店(食堂、レストラン、料理店、喫茶店、喫茶店、酒場等)

# 本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

- 本法案においては、以下の義務を課すこととしている。  
【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止  
【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止  
④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

## <義務違反時の対応>



## 従業員に対する受動喫煙対策について

○ 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

### 1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

### 2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

#### （参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

8

## 改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年	2020年
<p><b>7月25日</b></p> <p>↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">法律公布</div> <p>↑</p>	<p><b>1月24日</b>    <b>7月1日</b>    <b>9月（ラグビーW杯）</b></p> <p>↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>一部施行①（国及び地方公共団体の責務等） （公布後6ヶ月以内で政令で定める日）</p> <p>↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） （公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日）</p> <p>↑</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>全面施行（上記以外の施設等） 2020年4月1日</p> </div> </div> </div>	<p><b>4月</b>    <b>7月（東京オリパラ）</b></p> <p>↑</p>

9

### ＜政令事項＞

- ① 敷地内禁煙となる第一種施設の対象施設の範囲
- ② 喫煙目的施設の要件
- ③ 適用除外の場所の範囲

### ＜省令事項＞

- ④ 特定屋外喫煙場所における必要な措置
- ⑤ 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止基準
- ⑥ 喫煙専用室標識等及び喫煙専用室設置施設等標識等
- ⑦ 喫煙可能室設置施設の届出

10

## 2019年7月1日施行に伴う政省令事項

### 第一種施設の対象

- 敷地内禁煙となる第一種施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者である①二十歳未満の者、②患者、③妊婦が主たる利用者である以下の施設とする。
  - ・ 学校教育法第1条に規定する学校（専ら大学院の用途に供する施設を除く。）その他二十歳未満の者が主として利用する教育施設等
  - ・ 医療法に規定する病院、診療所及び助産所
  - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局
  - ・ 介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院
  - ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する難病相談支援センター
  - ・ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
  - ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設、児童福祉施設並びに無認可児童福祉施設
  - ・ 母子保健法に規定する母子健康包括支援センター
  - ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園
  - ・ 法務省設置法に規定する少年院及び少年鑑別所
- ※ 第一種施設の中に第二種施設がある場合（病院の建物の中にカフェがある場合等）、第二種施設の場所にも第一種施設の規制である「敷地内禁煙」が及ぶこととしている。  
 一方で、第一種施設と第二種施設が併設しているような事例で、それぞれの施設の機能や利用者が全く別のものであり、明確に区分されているような場合については、それぞれが独立した別の施設であるものとして、それぞれの施設類型に応じた規制が適用される。

### 特定屋外喫煙場所における必要な措置

- 第一種施設の特定屋外喫煙場所が必要となる措置は、以下のとおり。
  - ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること
  - ② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
  - ③ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること

11



## 2020年4月1日施行に伴う政省令事項①

### 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

- 喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」は、以下のとおり。
  - ① 入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること
    - ※ 入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面の面積を狭くするという工夫により、風速0.2m/秒以上を実現することもできる。
  - ② 壁、天井等によって区画されていること
  - ③ たばこの煙が屋外に排気されていること
- ※ 1 施設内が複数階に分かれている場合においては、フロア分煙を行うことが可能
- ※ 2 法律の経過措置対象である小規模飲食店において、店舗内の全部の場所を喫煙することができる場所とする場合は、壁、天井等によって区画されている措置が講じられていることとする
- ※ 3 施行時点で既に存在している建築物であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合にあっては、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設ける

### 喫煙専用室標識等及び喫煙専用室設置施設等標識

- 喫煙専用室等を設置した場合の喫煙専用室等の出入口及び施設等の出入口に掲示する標識については、各標識に記載された事項を容易に識別できるようにすることとする。
  - (参考(法律事項))
  - 喫煙専用室等の出入口に掲示する標識の記載事項
    - ・ 当該場所が(専ら)喫煙をすることができる場所である旨
    - ・ 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
  - 施設等の出入口に掲示する記載事項
    - ・ 喫煙専用室等が設置されている旨

12

## 2020年4月1日施行に伴う政省令事項②

### 喫煙目的施設の要件

- 喫煙を主目的とする施設は、①公衆喫煙所、②喫煙を主目的とするバー、スナック等、③店内で喫煙可能なたばこ販売店の3種類であり、具体的要件は以下のとおり。
  - ① 公衆喫煙所
    - ・ 施設の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること
  - ② 喫煙を主目的とするバー、スナック等
    - ・ たばこの対面販売(出張販売を含む。)をしていること
    - ・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業(「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。)を行うものであること
    - ※ 「通常主食と認められる食事」とは、社会通念上主食と認められる食事をいう。
  - ③ 店内で喫煙可能なたばこ販売店
    - ・ たばこ又は喫煙器具の販売(たばこについては、対面販売に限る。)をしていること
    - ・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと
- (参考) 法律における「喫煙目的施設」の定義  
「多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。」

13

喫煙可能室設置施設の届出

○ 対象施設と届出事項

i 既存特定飲食提供施設に設置する場合

- ・ 喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
- ・ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所

※ 施設の管理権原者は、以下の資料を保存しなければならない。

- ・ 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料
- ・ 喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合には、当該会社の資本金の額又は出資の総額に係る資料

(参考)「既存特定飲食提供施設」の対象

- ・ 個人又は中小企業(資本金5000万円以下)が経営
- ・ 客席面積100㎡以下

ii 旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶に設置する場合

- ・ 喫煙可能室設置施設の名称、車両番号等
- ・ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所

※1 届出をしない限り喫煙可能室設置施設に該当しないというものではない

※2 届出様式、届出受付開始時期は今後追ってお示しする予定

喫煙専用室標識等の標識例

① 喫煙専用室標識



② 喫煙専用室設置施設等標識



③ 指定たばこ専用喫煙室標識



④ 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識



⑤ 喫煙目的室標識



⑥ 喫煙目的室設置施設標識



⑦ 喫煙可能室標識



⑧ 喫煙可能室設置施設標識



## 職場における受動喫煙防止対策事業

### 概要

- 職場における受動喫煙防止対策については、労働安全衛生法において、実情に応じた措置を講じることが事業者の努力義務とされており、受動喫煙防止措置の努力義務を促進する観点から、国が必要な援助を行うことが規定されている。
- また、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」においても、公共の場における受動喫煙防止対策を強化すると掲げられている。
- さらに、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等が盛り込まれた改正健康増進法が第196回国会において成立したことも踏まえ、受動喫煙防止対策の国の援助を引き続き充実する必要がある。

#### 受動喫煙防止対策助成金

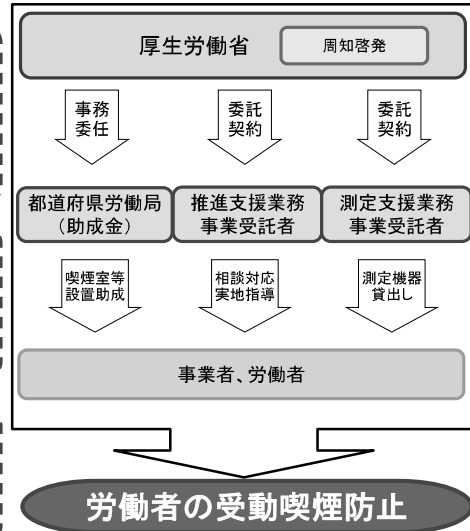
- 喫煙室、屋外喫煙所等を設置する事業場に対し、その費用の一部を助成する。
- ※助成率：1/2（一部について2/3） 助成上限額：1,000千円  
 ※受動喫煙防止対策指導員を配置、助成金申請についての審査・支給事務の実施、助成金による設置後数年経過した喫煙室等の実地調査等を行う。（全局で80人）

#### 受動喫煙防止対策推進支援業務

- 事業場からの空間分煙の実施のための個別相談対応を行う。また、事業場での実地指導や各地域での説明会開催など、受動喫煙防止対策に係る周知広報を実施する。

#### 職場内環境測定支援業務

- たばこ濃度の測定等に必要なデジタル粉じん計等の測定機器の貸出及び機器の適切な使用方法の指導を行う。
- ※粉じん計、風速計：各120台



16

## 生活衛生関係営業者に対する受動喫煙対策の推進について

### ○「受動喫煙防止対策助成金」を受けられない事業者向けの補助金

受動喫煙対策を推進するため、生活衛生関係営業者であって、「受動喫煙防止対策助成金」を受けられない事業者（労働者災害補償保険の適用を受けない事業主（一人親方等））が、事業所内に喫煙室の設置等を行うために必要な経費等について、国庫補助を行うこととする。

※ 常勤雇用者0人の個人事業所（飲食関係の場合）約23.4万事業所（平成26年経済センサス）

実施主体：全国生活衛生営業指導センター

（参考）喫煙室設置等の補助額（助成金と同じ）

補助対象経費	補助率	上限額
喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2 (飲食店は2/3)	100万円

### ○ 経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～ (平成30年6月15日閣議決定)

健康増進の観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピックを目指し、受動喫煙対策を徹底する。

17